

平成29年度

岡山県健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

岡山県監査委員

岡 監 発 第 9 1 号

平成 3 0 年 1 1 月 5 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 様

岡山県監査委員 太 田 正 孝

岡山県監査委員 江 本 公 一

岡山県監査委員 山 本 督 憲

岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

## 平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。



# 健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

平成29年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の手続

健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

## 第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に則って作成されているものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。なお、実質赤字及び連結実質赤字は、発生していない。

比率名	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	11.3%	25%	35%
将来負担比率	203.1%	400%	

平成30年3月に「統一的な基準による平成28年度岡山県の財務書類」が公表された。審査の参考として連結貸借対照表の内容を確認したところ、損失補償等引当金に計上されている、連結対象団体への貸付金に関する将来負担額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成28年度決算分から将来負担比率の算定に追加）について、監査委員と担当部との間で意見の隔たりがあった。将来負担比率は、公営企業や出資法人等を含めた、県が将来負担すべき実質的な負債を測る指標として、財政の早期健全化と分かりやすい財政情報の開示等を目的に導入されたものであることから、将来負担額の算定について、対象団体の経営状態並びに固定資産の再評価等に基づき、より実態に即した判断が必要と考える。

# 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

平成29年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の手続

資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

## 第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足は、生じていない。

会 計 の 名 称	平成29年度	経営健全化基準
岡山県港湾整備事業特別会計	—	20%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
岡山県流域下水道事業特別会計	—	20%
岡山県営電気事業会計	—	20%
岡山県営工業用水道事業会計	—	20%